

## 中央図書館で使用する電力【質問・回答】

No	質問内容	回答
1	契約単価積算内訳書の基本料金は、小数点第3位以下の端数が発生する可能性があります。小数点第3位以下の端数処理について指定がございましたら教えてください。	指定は特にございません。
2	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	そのような予定はございません。
3	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	経済事情の変化等により契約単価が著しく不相当となった場合には、契約書第12条に基づき、契約単価見直し協議に応じることは可能です。
4	請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	請求書には代表者印の押印が必要なため、原則郵送での対応となります。ただし、印刷された請求書を使用するための承認手続きが完了している場合には、WEBからのダウンロードによる請求書の送付も可能です。承認手続きの詳細については、札幌市会計室会計管理課(011-211-2142)までお問い合わせください。
5	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。	問題ございません。
6	(権利義務の譲渡等)条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	契約書の内容について、変更または追加することはできません。
7	計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0:00に行う。』	契約書の内容について、変更または追加することはできません。

<p>8</p>	<p>契約保証金免除について、規則によると「競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とございますが、</p> <p>①規模とは何を指しますか。予定使用電力でしょうか。</p> <p>②上記証明の為に追加提出物がありますか。提出物がある場合、いつ、どのような形で提出しますか。</p> <p>③過去2年間とはいつから数えて過去2年間を指しますか。(例:入札日より数えて過去2年、過去2年度の間、等) 上記の過去2年間に供給終了日が入っている契約という認識で宜しいでしょうか。</p> <p>④提出物が契約書の写しの場合、機密保持の為に一部黒塗りは可能でしょうか。(単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約総額のうちどれか一つを黒塗り等)</p> <p>⑤提出物が契約書の写しの場合、契約書に総額を記載している需要家様が少ないのですが、その場合は使用電力量での確認、若しくは契約書に総額を手書き可などのご対応でご確認頂くことはできますでしょうか。若しくは、契約書以外に何か提出することになりますでしょうか。</p>	<p>①契約電力及び使用電力量を指します。</p> <p>②契約の履行実績を確認いたしますので、契約書の写しをご用意いただくことがございます。また、提出物につきましては、落札後、書面により速やかにご提出ください。</p> <p>③開札日時点において、電力供給完了日から2年以内であることを指します。</p> <p>④提出物に個人情報が含まれる場合は、その個所の黒塗りは可能と考えますが、「規模をほぼ同じくする契約」であることを確認するための情報についての黒塗りは認められません。</p> <p>⑤「規模をほぼ同じくする契約」であることを確認するための情報が1つの資料で確認できない場合、複数の資料を提出していただく必要がございます。なお、手書きでの追記は認められません。</p>
----------	--	---